

王寺町町制施行100周年記念ロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、王寺町町制施行100周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、町に属するものとする。

(定義)

第3条 この要綱においてロゴマークとは別表のデザインとする。

(使用承認の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめロゴマーク使用申請書（様式第1号）に必要書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 国又は他の地方公共団体及び王寺町商工会が、広報及びそれに準ずる業務の目的で使用する時。
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用する時。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (4) その他町長が適当と認めた時。

(使用承認)

第5条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、次のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認する。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合。
- (2) 町の信用及び品位を害するものと認められる場合。
- (3) 特定の政治、思想、若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められる場合。
- (4) 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (6) その他町長が使用について不適当であると認めた場合。

2 町長は前項の規定によりロゴマークの使用を承認したときは、ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(使用の不承認)

第6条 町長は、前条第1項の各号のいずれかに該当し、使用を承認することが不適当と認めたときは、ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) 町及びロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 承認に係る物品等の完成品を速やかに町長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (6) 商標登録、意匠登録等の出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定及び登録を行わないこと。

(承認内容の変更申請)

第9条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、ロゴマーク使用内容変更承認申請書（様式第4号）によりあらかじめ町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請について、変更することが適当と認めたときは、ロゴマーク使用内容変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(使用承認の取り消し)

第10条 町長は、使用者がこの要綱及び承認された内容に違反していると認めたときは、当該承認を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対してロゴマーク使用承認取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 町は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、その使用により町に損害を生じさせたときは、その賠償額を賠償しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する

別表(第3条関係)

